

令和元年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

4、11

(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

資 料

下関市福祉部介護保険課

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

〔 目 次 〕

① 実地指導での指摘事項にはどのようなものがあるか？	1
② 【訪介】各種申請（届出）の際の留意事項について	5
③ 有料老人ホーム等に併設される事業所の人員配置について	6
④ 【訪介】サービス提供責任者の配置について留意すべきことは？	11
⑤ 【訪介】早朝・夜間・深夜の訪問介護・緊急時訪問介護加算について	13
⑥ 特定事業所加算・サービス提供体制強化加算について	17
⑦ よくある質問・留意事項について	19
⑧ 通知集について	22

【注】各サービスに該当する項目及び記載内容については、以下のとおり表示しています。
なお、特に記載のないものは、全サービス共通です。

訪介 → 訪問介護
訪入 → (介護予防) 訪問入浴介護
定期 → 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間 → 夜間対応型訪問介護

① 実地指導での指摘事項にはどのようなものがあるか？

平成30年度に実施した実地指導における指摘事項の概要をお示しします。

1. 運営規程及び重要事項説明書に関すること

(1) 【訪介】平成30年4月報酬改定時の利用料金に係る同意の内容のうち、身体介護に引き続き生活援助を行う場合の料金の記載が漏れている。

☞ 利用料等の受領には、利用者又はその家族へ書面を交付の上、変更となる利用料金の説明を行い、同意を得る必要があります。介護報酬の改定があった際には、必ず漏れなく改定後の金額に変更されているか確認の上、利用者へ交付等を行ってください。

(2) 重要事項説明書に不十分な箇所がある。

①. 【訪問・定期・夜間】提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載がない。

☞ 「提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）」を記載する必要があります。詳細は、平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《共通編》20ページを確認してください。

②. 【訪介】通常時間帯の所要時間20分未満の身体介護を提供できない旨の記述について、平成27年制度改正により算定できることとなったため、削除すること。

☞ 制度改正の際は、その度に記載を見直し、最新の制度に沿ったものとしてください。

③. 営業日及び営業時間に係る記載が実態と異なる。

☞ 実態に合わせ、運営規程と整合を図ること。

(3) 【訪入】運営規程の内容（サービスの利用に当たっての留意事項）に不十分な箇所がある。

☞ 運営規程に定めるべき「サービスの利用に当たっての留意事項」の項目に、利用者が指定（介護予防）訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入浴前の食事の摂取に関すること等）を記載してください。

2. 身分を証する書類の携行に関すること

(1) 身分証の内容に不十分な箇所がある。

☞ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、①指定事業所の名称、②従業者の氏名、③職能（管理者、訪問介護員等）を記載し、④写真の貼付をした身分証を携行すること。

3. 勤務体制の確保に関すること

(1) 事業所が作成する勤務表に、不十分な箇所がある。

【指摘例】

- ①障害福祉サービスにおける居宅介護事業所との兼務関係が記載されていない。
 - ②勤務予定表及び実績表を一体的に作成しているが、勤務予定における訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5以上であることを確認するための常勤換算後の員数の記載がない。
- ☞ 事業所ごとに月ごとの勤務予定表及び実績表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係（障害福祉サービス事業等）、常勤換算後の員数等を明確にしてください。

特に勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、勤務予定においても実績においても、訪問介護員等の員数が常勤換算方法で2.5以上であることを確認するために、毎月常勤換算後の員数を確認し、勤務予定表及び実績表に記載してください。

なお、従業者が別事業所（併設の有料老人ホーム等）の職種と兼務している場合は、法人として常勤で雇用されている従業者でも、勤務時間を区分した結果、当該事業所では「非常勤」扱いとなり、勤務形態は「C（非常勤専従）」又は「D（非常勤兼務）」となります。

また、人員基準上配置が必要とされている常勤サービス提供責任者は、別事業所での勤務は出来ませんのでご注意ください。⇒6～10ページも参照してください。

4. 訪問介護計画の作成に関すること

(1) 訪問介護計画の内容に不十分な箇所がある。

- ①. 担当する訪問介護員等が記載されていない。
- ☞ 担当する訪問介護員等（複数の訪問介護員等が担当する場合は、その全員）の氏名を記載してください。なお、担当する訪問介護員等が多数である場合等、担当者氏名を別紙に一覧とし、訪問介護計画書と一体として取り扱うことは差し支えありません。
 - ②. 頻度が「必要時」「随時」の場合に、サービスの具体的な内容や所要時間の記載がない。

☞ 「必要時」「随時」の援助として居宅サービス計画に位置づけられた援助についても、サービスの具体的な内容や見込まれる標準的な所要時間を記載してください。

(2) 訪問介護計画の同意を、サービス提供開始後に得ている。

- ☞ 訪問介護計画は、サービス提供開始前に利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得、また同意後速やかに交付してください。利用者本人から署名を得ることが困難である場合等の対応方法は、平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》2ページを参照してください。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

5. サービスの具体的取扱方針に関すること

(1) 訪問介護計画の内容と、実際に提供している援助の内容が異なる事例がある。

☞ 指定訪問介護サービスは、訪問介護計画に基づき提供してください。また、訪問介護計画は居宅サービス計画に基づき作成してください。

なお、当該計画に位置付けられた援助と、実際に利用者に対し必要な援助が異なる場合は、居宅介護支援事業者へ連絡を行う等、居宅サービス計画等の変更に係る援助を行ってください。また、援助の内容に変更が生じた場合は、速やかに訪問介護計画を変更し、利用者に説明し、同意を得た上で、交付してください。

(例 訪問介護計画ではトイレの掃除のみ位置付けられているが、実際は浴室の掃除も必要である。訪問介護計画では週1回の買い物援助を行っているが、実際は週2回買い物援助を行う必要がある。等)

6. 記録の整備に関すること

(1) サービス提供記録において、実際に実施した援助に関する記載が誤っている事例、記載が漏れている事例、一部保管されていない事例がある。

☞ 利用者に対する説明責任と介護給付の適正化の観点から、提供したサービスについては確実に記録し、適正に保管してください。

なお、サービス提供記録が確認できない事例については、他にサービスを提供した根拠となる記録がない場合、過誤調整により自主返還を行う必要があります。

7. 人員に関すること

(1) 【訪介】サービス提供責任者の員数は、前3月の利用者数の平均値によるが、それを容易に確認できる資料が不十分である。

☞ サービス提供責任者の必要な員数は、過去3か月の利用者数の平均から算出されます。適切な人員配置を行うため、①毎月の利用者数、②①から算出された必要なサービス提供責任者の員数について、記録・保管を行ってください。

なお、②必要なサービス提供責任者の員数については、3か月に1度ではなく、毎月算出する必要があることに留意してください。

⇒必要な員数の算出方法や配置数等の留意点は、11～12ページも参照してください。

8. 介護給付費の算定に関すること

(1)【定期】事業所に登録している利用者で、月途中で入院し、翌月途中で退院した当該2月の請求方法について、契約解除届を取得せずに、入院期間を除いて日割り請求を行っている事例があった。

☞ 月額包括報酬である定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の日割り請求にあたっては、利用者の入院により契約を解除したのであれば、日割り請求を行うこととなります。

入院する利用者がある場合は、短期間の入院でサービスを利用できない状態であっても、制度上、月額報酬を請求することになる旨を利用者又は家族に十分に説明した上で月額報酬で算定するか、或いは入院した場合は契約を解除するか、事業所としての方針を書面で定めるなど取扱いを統一して対応してください。

また、月途中における利用者との契約解除については、契約解除日が月額包括報酬における日割り請求起算日となるため、当該契約解除日が利用者負担に影響することに注意してください。なお、日割り算定の詳細については、平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》22ページを参照してください。

(2)【訪介】2人の訪問介護員等により訪問介護を行っているが、その必要性が書面で確認できない。

☞ 2人の訪問介護員等による訪問介護を提供する場合は、居宅サービス計画と調整を行ない、その必要性を訪問介護計画等に記録する等して明確にしてください。

(3)【訪介・定期】生活機能向上連携加算（I）を算定している事例について、訪問介護計画へ記載すべき内容に不十分な箇所があった。

☞ 生活機能の向上を目的とした訪問介護計画には、理学療法士等からの助言及び生活機能アセスメントの結果のほか、①. 利用者が日々の暮らしの中で可能な限り自立して行おうとする行為の内容、②. ①の内容について定めた3月を目途とする達成目標、③. ②の目標を達成するための経過的に達成すべき各月の目標、④. ②及び③の目標を達成するために訪問介護員等が行う介助等の内容を記載してください。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、「訪問介護計画」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」と読み替えてください。なお、加算詳細については、平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》14～18ページを参照してください。

② 【訪介】各種申請（届出）の際の留意事項について

平成30年4月より、介護予防訪問介護が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）に完全移行しました。

それに伴い、各種申請（届出）におきましては、以下の提出先にそれぞれ提出していただく必要がありますので、今一度、確認をお願いします。

(1) 申請（届出）書類等※1

- 指定（更新）申請書【様式第1号（第2条関係）】
- 指定事項等変更届【様式第8号（第5条関係）】
- 休止・廃止届【様式第10号（第5条関係）】
- 再開届【様式第9号（第5条関係）】
- その他申請（届出）書類

※総合事業は様式
が異なります

(2) 申請（届出）書類等提出先※2

○指定訪問介護事業

○指定第1号訪問事業（予防給付型）



〒750-0006
下関市南部町21-19
下関市役所介護保険課事業者係
TEL：083-231-1371
FAX：083-231-2743

〒750-8521
下関市南部町1-1
下関市役所長寿支援課支援係
TEL：083-231-1340
FAX：083-231-1948

※1. 申請（届出）書類から「介護予防訪問介護」の文言を削除してください。
ただし、添付書類については、指定第1号訪問事業（予防給付型）と一体で
作成して差し支えない場合があります。（指定訪問介護事業と指定第1号訪問
事業（予防給付型）を一体となっていて行っている場合に限る。）

※2. 一方のサービスのみ申請（届出）しただけでは、他方のサービスにも申
請（届出）したことになりませんので、ご注意ください。（例：指定訪問介護
事業で加算の届出をしたのみでは、指定第1号訪問事業（予防給付型）で当
該加算を算定することはできない。）

③ 有料老人ホーム等に併設される事業所の人員配置について

有料老人ホーム等の介護職員と訪問介護事業所の訪問介護員等とを兼務する従業者の人員配置については、従前より適切な勤務管理をお願いしているところですが、しかしながら、市民から不適切な人員配置を指摘する意見が増えてきたことから、昨年度、全指定訪問介護事業所及び全指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に適正な事業運営の確保に係る通知（9～10ページ掲載）を送付いたしました。平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導資料《個別編》6～7ページの内容に一部追記をし、掲載いたしますので、該当する事業所におかれましては、今一度点検をお願いいたします。

1 勤務時間の区分

- 介護保険事業者は、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななくてはなりません。
- 同一敷地内において、いくつかの事業所が併設されている場合にあっても、それぞれの事業所ごとに従業者の勤務時間を区分し、勤務表を作成する必要があります。有料老人ホーム等が併設されている場合も同様です。

2 勤務時間の整理

- 当該事業所に勤務している時間かどうかは職員の勤務の実態により判断することとなります。例えば、有料老人ホーム等のサービスとして提供した介護等を訪問介護サービスに振り替えて、介護報酬を請求することはできません。
- 有料老人ホーム等の夜勤職員が訪問介護を実施する場合には、訪問介護に直接関係する時間（訪問介護サービスを提供し、サービス提供記録をつける等）を、訪問介護事業所の勤務時間として整理してください。これ以外の時間帯については、有料老人ホーム等の業務に当たっている時間となります。
- また、日中の時間帯についても、有料老人ホーム等の業務に当たる職員が訪問介護事業所の従業者を同時並行的に兼務している場合は、訪問介護に直接関係する時間のみを、訪問介護事業所の勤務時間として整理してください。
- なお、時間帯により有料老人ホーム等と訪問介護事業所で勤務時間を明確に区分できる場合には、当該時間帯により区分し整理してください。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
 訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

3 常勤・常勤換算

- 介護保険事業所における「常勤」は、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週 32 時間を下回る場合は、32 時間)に達していることをいいます。
- 介護・看護職員のような直接処遇職員については、一部の例を除き、解釈通知にいう「同時並行的に行われることが差し支えない職種」とは認められないため、雇用形態として事業者から常勤職員として採用されている場合であっても、介護保険制度上の常勤職員とは認められません。【詳細:平成 26 年度下関市集団指導資料《共通編》P.16】
- 事業所の人員基準を満たすためには、当該事業所において実際に勤務している必要があり、法人の常勤要件を満たすこと＝当該事業所の人員基準を満たすこととはならないことに注意してください。

(例) 常勤の職員が勤務すべき時間数が週40時間の有料老人ホームと訪問介護事業所、通所介護事業所が併設されている場合【訪問介護事業所の視点】

職種	有料	訪問介護		通所介護	合計	勤務形態・記号
		勤務時間	常勤換算			
管理者(専)	8	16	0.0	16	40	常勤兼務・B
サ責	0	40	1.0	0	40	常勤専従・A
訪問介護員	8	24	0.6	8	40	非常勤専従・C
訪問介護員	0	24	0.6	0	24	非常勤専従・C
訪問介護員	8	8	0.2	8	24	非常勤専従・C
計			2.4			

※訪問介護事業所の常勤換算数が2.5を下回っており、人員基準欠如状態

下関市では、勤務時間を明確に区分した結果、訪問介護事業所においては訪問介護員は専従であるため、非常勤専従・C と判断します。
 ※山口県とは解釈が異なります。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

4 管理者

- 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にあ
る他の事業所、施設等の職務に従事することができます。
- 有料老人ホーム等が併設される場合もこれに該当します。
- 兼務が認められるパターンは以下のとおりです。
 - ・事業所の管理者と事業所内の他の職務を兼務する場合
 - ・事業所の管理者と同一敷地内の他の事業所の管理者を兼務する場合のいずれかの場合に限って認められます。

【詳細：平成 26 年度下関市集団指導資料《共通編》P.13～15】

5 訪問介護事業所のサービス提供責任者

- 訪問介護事業所の人員基準で配置が必要とされている常勤のサービス提供責任者は、専従
要件があるため、有料老人ホーム等の職務に従事することはできません。当該訪問介護事業
所の管理者のみ兼務可能です。また、指定訪問介護事業所の常勤の従業者が勤務すべき
時間外(営業時間外)であっても極力有料老人ホーム等の勤務は行わないでください。特に
夜勤については、指定訪問介護の業務に支障をきたすことから、厳に慎むこととしてください。
- 人員基準で配置が必要とされている非常勤のサービス提供責任者又は人員基準を超えて配
置されているサービス提供責任者については、サービス提供責任者として勤務していない時
間帯について、有料老人ホーム等の職務に従事しても差し支えありません。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

下 介 第 7 号
平成31年1月7日

指定訪問介護事業所 }
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 } 管理者 様

下関市福祉部介護保険課長 川口 和子
(公 印 省 略)

指定訪問介護事業所等に係る適正な事業運営の確保について (通知)

平素は本市介護保険事業の適切な運営に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、従前より、有料老人ホーム等^{*1}と指定訪問介護事業所等^{*2}の人員配置につきましては、適切な勤務管理をお願いしているところですが、昨今、市民から不適切な人員配置を指摘する意見が増えてきております。

また、山口県から権限委譲を受けて以降、人員基準違反を理由とした行政処分や自主返還を命じた事例もあります。

つきましては、今一度、関係法令及び基準、集団指導資料等を御確認いただくとともに、下記について特にご留意いただき、適正な事業運営の確保に努めていただきますようお願いいたします。

なお、今後、必要に応じて指定訪問介護事業所等の運営状況を調査する予定としております。調査方法は現地確認(訪問)とさせていただきますが、実地指導とは異なり事前準備等は必要ございませんので、連絡をさせていただいた事業所におかれましては、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

※1 有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅を指す。

※2 訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を指す。

記

1. 介護保険サービス事業者は、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに勤務の体制を定めること。特に、有料老人ホーム等の従業員と指定訪問介護事業所等の訪問介護員等とを兼務する場合、有料老人ホーム等に従事した時間を指定訪問介護事業所等における勤務時間に含めることは出来ないため、それぞれの勤務時間を明確に区分し整理すること。
2. 指定訪問介護事業所等の人員基準で配置が必要とされている常勤職員(サービス提供責任者等)は、専従要件があるため、指定訪問介護事業所等での勤務時間中に有料老人

【裏面へ】

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

ホーム等の職務に従事することができないことを厳守すること。

3. 指定訪問介護事業所等の所在地が、有料老人ホーム等とは別の場所にある場合において、管理者やサービス提供責任者等（計画作成責任者含む。）の業務を当該有料老人ホーム等で行わないこと。特に、有料老人ホーム等に指定訪問介護事業所等の実質的な機能を備えたまま、同一敷地等でない場所に事業所事務所を確保し、その賃料等を事業者が負担していることを以って、集合住宅減算の対象外となるものではないことに留意すること。

以上

下関市福祉部介護保険課事業者係：

河村、徳賀、廣川

〒750-0006 山口県下関市南部町21番19号

下関商工会館4階

kaigojigyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

TEL:083-231-1371(直通) FAX:083-231-2743

④ 【訪介】サービス提供責任者の配置について留意すべきことは？

(1) 利用者数

サービス提供責任者は、利用者数に応じて必要な員数を配置してください。
利用者の数については、前3月の平均値*を用います。

※前3月の平均値は、暦月ごとの実利用者の数を合算し、3で除して得た数とする。
※通院等乗降介助に該当するもののみを利用した者の数については、0.1人として計算する。
※指定訪問介護事業所と第一号訪問事業所(生活維持型を除く)及び居宅介護事業所等(居宅介護、同行援護、行動援護又は重度訪問介護事業所)を一体的に運営している場合、事業所全体の利用者数を合計すること。
ただし、重度訪問介護については利用者数が10人以下の場合に限る。
※新規に指定を受ける事業所については、推定数による。

人員基準を満たしていることを確認していただくため、市ホームページにて「サービス提供責任者の配置に関する確認書」(Excel)を掲載しています。

サービス提供責任者の員数の増減等、変更があった場合には、指定事項等変更届の添付書類の一部として、上記確認書をご提出いただきますようお願いいたします。また、変更がない場合でも、前3月の平均値を計算できるように、各事業所においては毎月の利用者数を把握しやすい形式で記録、保管してください。(上記確認書に限らず、貴事業所の様式でも結構です。)

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- 事業者の方へ
- 保健・福祉
- 介護保険
- 加算手続き・各種申請様式
- 介護保険サービス事業の申請様式等について(訪問通所系サービス)

(2) 常勤換算方法によることができる場合

利用者の数が40人を超える事業所については、常勤換算方法とすることができます。以下に従って常勤の必要員数を確認してください。

- ①常勤換算方法とする場合における配置すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数を40で除して得られた数(小数第1位切り上げ)以上とします。
- ② ①で算出した数のうち、下表の右欄に記載されてある員数の常勤のサービス提供責任者を配置するものとします。
- ③ ①のうち、②に基づき必要とされる常勤のサービス提供責任者の員数を除いた、残り数については、非常勤のサービス提供責任者を配置することができます。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
 訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

●利用者40人に対しサービス提供責任者1人以上の配置が必要な事業所

【解釈通知別表一より抜粋】

利用者の数	常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者数	常勤換算方法を採用する事業所で必要となる常勤のサービス提供責任者数
40人以下	1	1
40人超80人以下	2	1
80人超120人以下	3	2
120人超160人以下	4	3
160人超200人以下	5	4
200人超240人以下	6	4
240人超280人以下	7	5
⋮	⋮	⋮

【注意点】

- サービス提供責任者として配置することができる非常勤職員については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の訪問介護員等が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とします。）の2分の1以上に達している者でなければなりません。
- 利用者が40人未満の場合であっても、常勤のサービス提供責任者1名が確保されていれば、それを超える範囲について常勤換算方法によって常勤及び非常勤のサービス提供責任者を加配することは差し支えありません。
- 別表1におけるサービス提供責任者数は事業所ごとに最小限必要な員数であり、1人のサービス提供責任者が担当する利用者の数の上限を定めたものではありません。業務の実態に応じて必要な員数を配置してください。

【例1】利用者の数が55人

$55 \div 40 = 1.375 \rightarrow$ (小数第1位に切り上げ) 1.4

○配置すべきサービス提供責任者の員数1.4以上

→1.4のうち、1は常勤による配置が必要。

→残り0.4以上については、0.5以上の非常勤のサービス提供責任者にて配置することが可能。

【例2】利用者の数が270人

$270 \div 40 = 6.75 \rightarrow$ (小数点第1位に切り上げ) 6.8

○配置すべきサービス提供責任者の員数6.8以上

→6.8のうち、5は常勤による配置が必要。

→残り1.8以上について、非常勤による配置が可能。

⑤ 【訪介】 早朝・夜間、深夜の訪問介護・緊急時訪問介護加算について

訪問介護における早朝・夜間、深夜の加算及び緊急時訪問介護加算については、平成28年度下関市介護保険サービス事業者集団指導資料《個別編》10～11ページにて周知させていただきましたが、実地指導で指摘が多い事項ですので、加算算定にあたり、再度ご確認ください。

1. 早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱いについて

訪問介護における早朝・夜間、深夜の加算については、**事前に【注意①】居宅サービス計画又は訪問介護計画において、訪問介護のサービス開始時刻【注意②】が加算の対象となる時間帯に位置付けられている場合にのみ算定**してください。

【H27.11月厚生労働省確認済】

〔注8〕早朝・夜間、深夜の訪問介護の取扱い

居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定するものとすること。なお、利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できない。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日 老企第36号）第2の2（12）

【注意①】

当該加算の対象となる時間帯に緊急でサービスを提供し、それを受けて居宅サービス計画又は訪問介護計画に当該時間帯のサービスを追加又は変更した場合においても、変更前に提供したサービスについては、事前の位置付けがないため、当該加算の対象とはなりません。

【注意②】

居宅サービス計画又は訪問介護計画において、「必要時」「随時」「緊急時」「適宜」等の頻度の位置付けがあるだけでは、「訪問介護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯に位置付けられている場合」には該当しないため、当該加算の算定はできません。

算定要件が相互で矛盾するため、早朝・夜間、深夜の時間帯の加算と、緊急時訪問介護加算との併算定はできないことにも注意してください。

【早朝・夜間、深夜の加算、算定可否Q&A】

Q1：夜間時間帯に利用者より身体介護（更衣介助／オムツ交換）の依頼が電話であった。至急訪問し、サービス提供を行った。居宅サービス計画及び訪問介護計画には、「緊急要請により昼・夜時間帯にも対応する。」といった記載があるが、夜間の時間帯の加算を算定できるか。

A1⇒算定できません。前ページ【注意②】のとおり、「緊急時」等の頻度の位置付けがあるだけでは、「サービス開始時刻が加算の対象となる時間帯に位置付けられている場合」には該当しません。なお、緊急時訪問介護加算の算定要件を満たすのであれば、こちらを算定します。（詳細は、次ページ【注意③】を確認してください。）

Q2：訪問介護計画上、17時から実施する援助について、利用者の希望により、19時から援助を行うこととなった場合、夜間の時間帯の加算を算定できるか。

A2⇒訪問介護計画上、サービス開始時間帯が日中であったのであれば、当該加算の算定はできません。

Q3：訪問介護計画上、19時から実施する援助について、利用者の希望により、17時から援助を行うこととなった場合、夜間の時間帯の加算を算定できるか。

A3⇒夜間時間帯に指定訪問介護を行っていないため、当該加算の算定はできません。

Q4：早朝の時間帯（6時より）に援助が訪問介護計画上位置づけられているが、早朝の時間帯の加算を算定しなければならないのか。

A4⇒加算の要件を満たす場合は、利用料公平性の観点から、必ず算定することとしてください。

※上記のQ&Aにおいて、早朝・夜間、深夜の加算を算定できないと判断された事例であっても、適切な指定訪問介護が行われた場合、通常の基本報酬は算定できます。

2. 緊急時訪問介護加算について

緊急時訪問介護加算については、居宅サービス計画にあらかじめサービス提供日時が位置付けられていない場合であって、担当のケアマネジャーが、サービス提供の必要性があると判断した場合^{【注意③】}であれば、算定することが可能です。

〔注 15〕 緊急時訪問介護加算について

①「緊急に行った場合」とは、居宅サービス計画に位置付けられていない(当該指定訪問介護を提供した時間帯が、あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時以外の時間帯であるものをいう。)訪問介護(身体介護が中心のものに限る。)を、利用者又はその家族等から要請を受けてから 24 時間以内に行った場合をいうものとする。

(中略)

⑥緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、(中略)要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録^{【注意④】}するものとする。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年 3 月 1 日 老企第 36 号)第 2 の 2 (19)

【注意③】

居宅サービス計画においてサービス提供の位置付けがある場合であっても、頻度の位置付けが「必要時」「随時」「緊急時」「適宜」等の不確定な日程である場合は、あらかじめ日時が位置付けられているものではないため、緊急に訪問を行った場合は、当該加算の対象として差し支えありません。

ただし、「必要時」「随時」「緊急時」「適宜」等の不確定な頻度の位置付けを行っているサービスであっても、ケアプラン第 3 表に位置付けている時間帯に提供した場合(例：掃除援助を実施する予定であった日時に通院介助を実施した場合等)は、「あらかじめ居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時」にサービス提供を行っているため、当該加算を算定することはできません。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

【注意④】

加算算定の際は、①利用者又はその家族等から要請のあった時間、②要請の内容、③訪問介護の提供時刻、④緊急時訪問介護加算の対象である旨等を漏れないように記録してください。

⇒当加算は、要請を受けてから24時間以内に援助を行った場合に、1回の要請につき1回を限度として算定できるものです。②要請内容だけでなく、①及び③の時刻についても、重要な算定根拠となりますので必ず記録してください。

緊急時訪問介護加算を算定する場合は、その他の要件も満たす必要があります。加算算定の際は、下記留意事項通知や本市自己点検表等をご参照ください。

【平成12年3月1日老企第36号第2の2(19)〔注15〕】

⑥ 特定事業所加算・サービス提供体制強化加算について

特定事業所加算【訪介】・サービス提供体制強化加算【訪入・定期・夜間】の算定にあたり、留意していただきたい事項を掲載しますので参考としてください。なお、新規（加算区分の変更を含む）に当該加算を算定する場合、算定する前月の15日までに市への届出が必要となりますのでご注意ください。

(1) 計画的な研修の実施について

当該加算を算定する場合は、全ての訪問介護員等に対し※、研修計画を作成し、当該計画に基づいた研修を実施しなければなりません。

※特定事業所加算(IV)においては、上記下線部「全ての訪問介護員等に対し」を「全てのサービス提供責任者に対し」に読み替えてください。

【問】

特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

【答】

訪問介護員等ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めがないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。

また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。

なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

介護保険最新情報 vol.69 平成21年4月改定関係 Q&A (vol.1)

(平成21年3月23日厚生労働省老健局計画課・振興課・老人保健課) より

【実地指導での指摘事項】

訪問介護員等の資質向上のための研修について、一部の訪問介護員等の計画が作成されていなかった。

なお、当該訪問介護員等が貴事業所の資質向上のための研修に参加していることは確認できた。

☞非常勤の訪問介護員等の研修計画の作成漏れによる指摘が多数見受けられますので御留意ください。

(2) 会議の定期的開催について

当加算を算定する場合は、算定区分にかかわらず「利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」をおおむね1月に1回以上開催し、全ての訪問介護員等が参加する必要があります。

【実地指導での指摘事項】

利用者に関する情報若しくはサービスの提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議について、全ての訪問介護員等が参加できておらず、会議に参加できなかった訪問介護員等に対しては、資料の回覧しか行っていない。
☞当該会議には、訪問介護員等全員が参加しなければならず、かつ、その概要を記録しなければなりません。

ただし、会議は複数回に分けて開催可能であるため、サービス提供責任者が月に1回会議を主催している場合において（以下、当該会議を「主会議」という。）、それに参加できなかった訪問介護員等を対象に、サービス提供責任者が個別に会議を主宰し（以下、当該会議を「副会議」という。）、副会議にて内容を説明していれば、要件を満たすものと判断できます。

よって、主会議に参加できなかった訪問介護員等に対しては、議事録の回覧のみならず、別に説明の機会を設け、サービス提供責任者が説明することとしてください（その説明の機会が、副会議に該当します。）。

また、副会議も主会議からの一連の会議の流れに含まれるものであるため、主会議に参加できなかった訪問介護員等に対して、主会議の内容を説明したことを、主会議の概要と併せて記録してください。

〔注〕特定事業所加算【訪介】については、サービス提供責任者が会議を主催する必要がありますが、サービス提供体制強化加算【訪入・定期・夜間】については、特に主催者についての定めはありません。

なお、その他の加算詳細については、本市自己点検表等を活用し、確認してください。

※「訪問介護員等」の記載については、サービス毎に以下のとおり読み替えてください。

- ・（介護予防）訪問入浴介護⇒「訪問入浴介護従業者」
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護⇒「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」

⑦ よくある質問・留意事項について

(1) 自費(介護保険外)サービスの提供を行う従業者の勤務時間について

介護保険サービスとは異なる事業として自費サービスの提供を行う時間については、当該従業者が勤務する指定訪問介護事業所における勤務時間に含めることはできません。

したがって、常勤を要件とする職種の者については、原則として自費サービスの提供に従事できないことに留意してください。

ただし、下記例のように、介護保険サービスの提供時にやむを得ず自費サービスが発生するような場合に限り、勤務時間の区分を行わないことが可能です。

(例1) 訪問介護の通院介助中に介護保険適用外の時間(待ち合い時間等)が発生する場合

(例2) 夜間対応型訪問介護で随時訪問を行った際に、結果的に安否確認のみになった場合
(初めから安否確認目的で訪問する場合は非該当)

介護保険サービスと自費サービスを分けて提供できる内容(例:掃除+草抜き)であれば、たとえ連続してサービスを行う場合であっても、勤務時間を分ける必要があります。

区分支給限度額に余裕があり、介護保険で対応可能なサービスであった場合でも、アセスメント上サービス提供を必要としないサービス(又は回数)については、自費サービスでの対応となりますので御留意ください。

なお、有料老人ホーム等の業務に従事する時間についても、自費サービスと同様に扱います(P6~10ページも参照してください)。

(2) サービス提供時に使用する備品(使い捨ての手袋等)の衛生管理について

設備基準及び運営基準上、事業者が、感染症の予防に係る対策や備品等の管理を講じるものとされています。よって、そのための費用(使い捨てゴム手袋等の購入代金)を利用者に負担させることは適切ではありません。

なお、例外として、事業者が上記備品を備えているものの、利用者自身の嗜好により、事業者が用意する手袋等ではなく利用者自身が用意した手袋等を使用することは差し支えありませんが、この場合においても、利用者の用意するゴム手袋等の在庫が不足している場合等の緊急的状況を想定し、訪問時に事業者の管理する備品を携帯すること等により、必要な衛生管理を行ってください。

(3) 別居親族へのサービス提供について

別居親族による訪問介護サービスの提供について、明確な規定はありませんが、介護給付の適正化の観点から、下関市においては、特段の事情*がない限り、基本的に望ましくない旨を指導しています。

各事業所におかれましては、今後とも、担当訪問介護員等の調整等適切な対応をお願いいたします。

※「特段の事情」の例・・・下記2参照

●別居親族によるサービス提供についての取扱い

1. 親族*に対する介護は本来当然に行われるべきものだと考えられること、また業務としての援助と親族としての援助の線引きが難しいことから、別居親族である訪問介護員が提供せざるを得ない特段の事情がない限り、当該訪問介護員による指定訪問介護サービスの提供は行わないようにしてください。

※「親族」の範囲は、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を言います。

また、遠戚であっても、日頃より頻繁に行き来がある場合は「親族」と同様とみなします。

2. 上記1の特段の事情とは、下記①又は②に限りませ*

① 利用者の認知症状等の心身状況により介護拒否がある等、当該訪問介護員でなければ必要なサービスが提供できない介助上の理由が認められる場合

② 周辺に対応できる事業所がなく、シフト上、当該訪問介護員が援助を行うことがやむを得ない場合等、地域性及び緊急性が認められる場合

この場合、当該利用者が上記1の特段の事情を有する状態にあるか否かは、担当の介護支援専門員等が判断してください。また、判断した理由については、サービス担当者会議の記録や居宅サービス計画に記録してください。

※利用者本人が希望している、事業所内の人員不足等の都合による等の理由は認められません。

3. 上記2により 特段の事情があると判断された場合においても、1カ月～数カ月程度で設定した一定期間のうちに、別の訪問介護員（当該事業所の訪問介護員を含む。）に交代するよう検討に努めてください。

4. 現在、上記①又は②以外の理由で、別居親族である訪問介護員がサービスを提供している事例がある事業所においては、速やかに見直しをお願いいたします。

(4) 入退院時の対応について【訪介・定期・夜間】

入院の準備や入退院時の介助については、原則家族等が対応を行う必要がありますが、利用者が独居や高齢者世帯であって、家族等の介助可能な人物が遠方にしかいない等のやむを得ない場合*であれば、介護保険にて対応することが可能です。

ただし、医療機関受診時に利用者の入院が決定した場合、その後の検査にかかる介助等（身体介護に該当するサービス）については、当然に医療機関スタッフが対応すべきものであるため、介護保険にて対応することはできません。

また、この場合の買い物等の入院準備（生活援助に該当するサービス）についても、「居宅から」若しくは「居宅へ」の一連の行為に当たらないため、介護保険にて対応することはできません。

※当該判断については、担当ケアマネージャーが行い、判断内容および理由について記録を残す必要があります。

(5) 介護職員3人で入浴介助を行う場合について【訪入】

介護職員3人で訪問入浴の提供に当たる場合は、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、主治医の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができます。確認に当たっては、意見書を得ることまでは求めませんが、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて次に確認すべき時期についても確認してください。

なお、上記の利用者については、たとえ提供に当たる3人の職員のうち、看護職員が含まれている場合であっても、95%の単位を算定することになります。

※介護職員2人で介護予防訪問入浴の提供に当たる場合も同様です。

(6) サービス提供方法の説明について【訪入】

指定（介護予防）訪問入浴介護については、個別援助計画の作成の定めはないですが、サービスの提供にあたっては、利用者及び家族に対して、サービス提供方法について理解しやすいよう説明を行い、説明内容や説明日などを記録に残すようにしてください。なお、入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点については、少なくとも説明したことがわかるようにしてください。

⑧ 通知集について

(1) 同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について

訪問介護における生活援助については、同居の家族等がいる場合、障害、疾病等の理由のほか、やむを得ない事情により、本人及び当該家族等が家事を行うことが困難な場合のみ算定することができます。

このときの生活援助の提供範囲について、下関市における取扱いを整理した通知(別紙1)を発出していますので、提供可能な範囲を超える生活援助を提供している事例がないか、各事業所において確認をお願いします。

なお、指定居宅介護支援事業所より「同居家族等がいる場合の生活援助 相談票」の提出が必要となる場合がありますので、担当ケアマネジャーと十分に連携してください。

(2) 通所介護の送り出しについて

「訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について(通知)」(平成25年10月28日付け下介第1919号)(別紙2)において通知しているところですが、通所介護^(注1)の利用者が訪問介護^(注2)のいわゆる「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用している場合、利用者の居宅から送迎車までの送迎については通所介護サービス費に含まれているため、訪問介護の提供範囲は居宅の玄関までになります。

なお、利用者の居宅の形態によりどこを玄関とみなすかは異なるため、サービス提供に当たっては通知をご確認ください。

(注1) 地域密着型通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護についても同様に取り扱います。

(注2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護についても同様に取り扱います。

(3) 金銭管理について

「訪問介護員等による金銭管理について（通知）」（平成20年9月16日付け下介第1392号）（別紙3）において通知しているところですが、訪問介護員等が利用者の金銭を取り扱うことはトラブルに発展する危険性が高いことから、日常品の買い物の援助の範囲を超える現金や通帳を取り扱う援助については介護保険給付の算定対象外としています。また、日常品の買い物の援助の範囲内である場合においても、利用者に預かり証を交付する等の対応により、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意してください。

なお、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、公的な制度の利用を勧めてください。

(4) その他の通知について【平成30年7月9日現在】

その他訪問介護等サービスの提供に関連する各種通知も適宜ご確認ください。

〔ホームページ掲載場所〕

下関市ホームページトップページ (<http://www.city.shimonoseki.lg.jp/>)

- 事業者の方へ
- 保健・福祉
- 介護保険
- 通知集
- 介護保険サービス事業者関係通知集（平成30年7月9日現在）

- ・「訪問介護における訪問介護員による散歩の同行に関する下関市ガイドライン」の送付について（平成21年6月1日）
- ・「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用目的について（平成23年11月1日）
- ・指定（介護予防）訪問介護における院内介助の取扱いについて（平成25年9月2日）
- ・医行為に該当するか否かの判断にかかる取扱いについて（平成27年11月9日）

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙1

下 介 第 8 3 号
平成27年1月19日

各指定(介護予防)訪問介護事業所
各指定居宅介護支援事業所
各指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
各指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所
各指定介護予防支援事業所

} 管理者 様

下関福祉部介護保険課
課長 五十嵐 修二
(公印省略)

同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、訪問介護^(注1)における生活援助については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由のほか、やむを得ない事情により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して行った場合に算定することと定められています。

このたび、当該生活援助の提供範囲について、別紙のとおり整理いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、利用者が、上記「当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である」状況であるかどうかについては、適切なアセスメントにより、判断を行ってください。

また、同居の家族等がいる場合の「同居家族がいる場合の生活援助 算定相談票」については、従来どおり提出^(注2)が必要であるため、十分ご留意ください。

(注1) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護についても同様に取扱います。

(注2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護については、今後も相談票の提出は求めませんが、生活援助の提供範囲については同様に取扱いますので、本通知の趣旨に沿った適切なサービス提供をお願いします。

下関市福祉部介護保険課事業者係
〒750-0006
下関市南部町21-19
(下関商工会館4階)
TEL: 083-231-1371
FAX: 083-231-2743

平成27年1月19日
下関市福祉部介護保険課

同居の家族等がいる場合の生活援助の提供範囲について（通知）

下関市において、同居の家族等がいる場合に生活援助が提供可能な範囲については、以下のとおりです。

なお、指定訪問介護事業所^(注1)が、算定対象外の部分を自費対応、または、無償で提供することを妨げるものではありません。

(1) 要介護者等のみに対し行う家事

同居の家族等の障害、疾病等の理由、その他やむを得ない事情により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難である場合には、算定可能です。

(例：利用者のみが使用する寝室の掃除、利用者のみ衣類の洗濯)

(2) 要介護者等及び同居の家族等に対し行う家事

同居の家族等も使用する部分であれば、たとえ要介護者等がいなくても当然に当該家族等が行う家事であるため、介護保険に優先して当該家族等が行うことが適当であるものと判断し、算定することはできません。

(例：利用者とその家族が共用するトイレの掃除、利用者とその家族の衣類の洗濯)

ただし、要介護者等の身体状況や認知症状等により、通常同居の家族等が行うべき家事の範囲を超えた家事の必要性が生じる場合（例：認知症状に起因する異常行動により、多大な汚染が生じている場合）には、当該部分の対応については算定可能です。

(例：排泄失敗により汚染があるトイレ・廊下の掃除)

また、同居の家族等が障害認定を受けている場合であって、家事を行うことが困難である場合には、当該家族等に対しても家事援助が必要となります。この場合、障害福祉サービスではなく介護保険サービスによる対応が優先されるべきであるため、算定可能です。

なお、たとえ同居の家族等が障害認定を受けている場合であっても、当該家族等が行うことが可能である家事については、算定することはできません。

また、同居の家族等が児童^(注2)である場合であって、家事を行うことが困難である場合には、当該家事については算定可能です。

この場合についても、当該家族等が行うことが可能である家事については、算定することはできません。

(3) 同居の家族等のみに対し行う家事

主として家族の利便に供する行為であり、要介護者等に対して行う生活援助には含まれないため、算定することはできません。

(例：家族のみが使用する部屋の掃除、家族のみ衣類の洗濯)

(注1) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護についても同様に扱います。

(注2) 児童福祉法に基づき、満18歳に満たない者をいいます。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙2

下介第1919号
平成25年10月28日

各指定(介護予防)訪問介護事業所
各指定(介護予防)通所介護事業所
各指定(介護予防)通所リハビリテーション事業所
各指定居宅介護支援事業所
各指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
各指定夜間対応型訪問介護事業所
各指定(介護予防)認知症対応型通所介護事業所
各指定介護予防支援事業所

管理者様

下関福祉部介護保険課
課長 五十嵐 修二
(公印省略)

訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について
(通知)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より介護保険事業の適切な運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、通所介護^(注1)の利用者が、訪問介護^(注2)のいわゆる「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用している場合に、利用者の移動に係る介助の区分け(どこまでが訪問介護事業者のサービス提供範囲で、どこまでが通所介護事業者のサービス提供範囲か。については、これまで明確に定義づけがなされておりました。

そのため、このたび、通所介護事業者が利用者の送迎を行う原則的な範囲について厚生労働省に照会したところ、「最終的には指定権者判断」との回答を得ました。

このことを受け検討した結果、訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」と通所介護の送迎の関係について、下関市においては別紙のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

つきましては、別紙内容をご確認の上、適正にご対応いただきますようお願い申し上げます。

(注1) 介護予防通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護についても同様に取り扱います。

(注2) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護についても同様に取り扱います。

下関市福祉部介護保険課事業者係

〒750-0006

下関市南部町21-19

(下関商工会館4階)

TEL: 083-231-1371

FAX: 083-231-2743

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
 訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙

平成25年10月28日
 下関市福祉部介護保険課

訪問介護における「通所介護の送り出し」等と通所介護の送迎の関係について

通所介護^(注1)の利用者が、訪問介護^(注2)のいわゆる「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用している場合に、利用者の移動に係る介助の区分け(どこまでが訪問介護事業者のサービス提供範囲で、どこまでが通所介護事業者のサービス提供範囲か。)について、以下のとおり整理いたします。

なお、本取扱いは、訪問介護サービスと通所介護サービスの介助の区分けについて整理したのですが、通所介護の送迎の範囲の考え方については、利用者が訪問介護の「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスを利用していない場合であっても同様に取り扱います。

(注1) 介護予防通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護についても同様に取り扱います。

(注2) 介護予防訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護についても同様に取り扱います。

1. 取扱いの原則

訪問介護サービスは利用者の居宅内で提供されることが原則であり、また、通所介護サービスは利用者の居宅まで送迎することが原則です。

その原則を踏まえ、利用者の居宅の形態に応じて、下記表1のとおり整理します(例1参照)。

【表1】訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲と通所介護における送迎の範囲

利用者の居宅の形態	訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲 ^(注3)	通所介護における送迎の範囲
一戸建て住宅	住宅内(玄関まで)	玄関～事業所
マンション、アパート等	各室内(各室の玄関 ^(注4) まで)	各室の玄関 ^(注4) ～事業所
養護老人ホーム、 軽費老人ホーム、 有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅等	建物の玄関(入口) ^(注5) まで	建物の玄関(入口) ^(注5) ～事業所

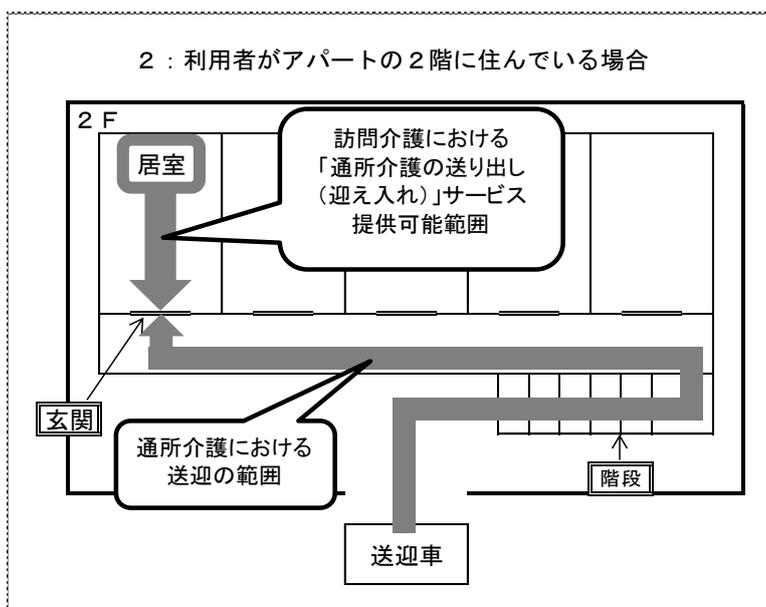
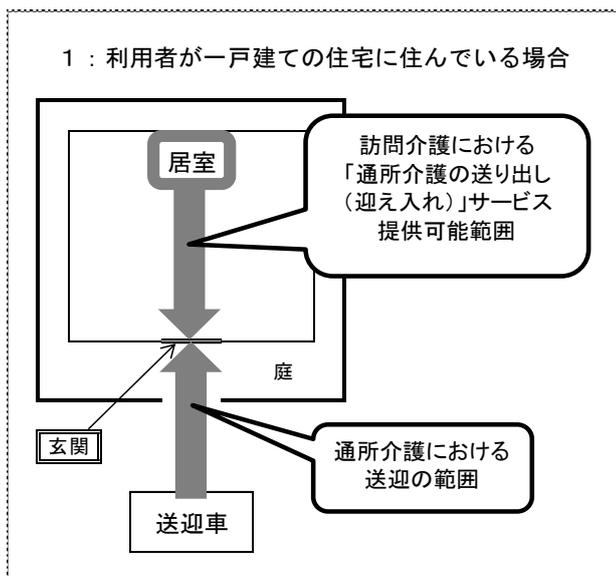
(注3) 「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービスの中において必ず移動介助を行わなければならないという主旨ではありません。利用者本人による移動、家族や施設職員等による介助が可能な場合は、そちらを優先させてください。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

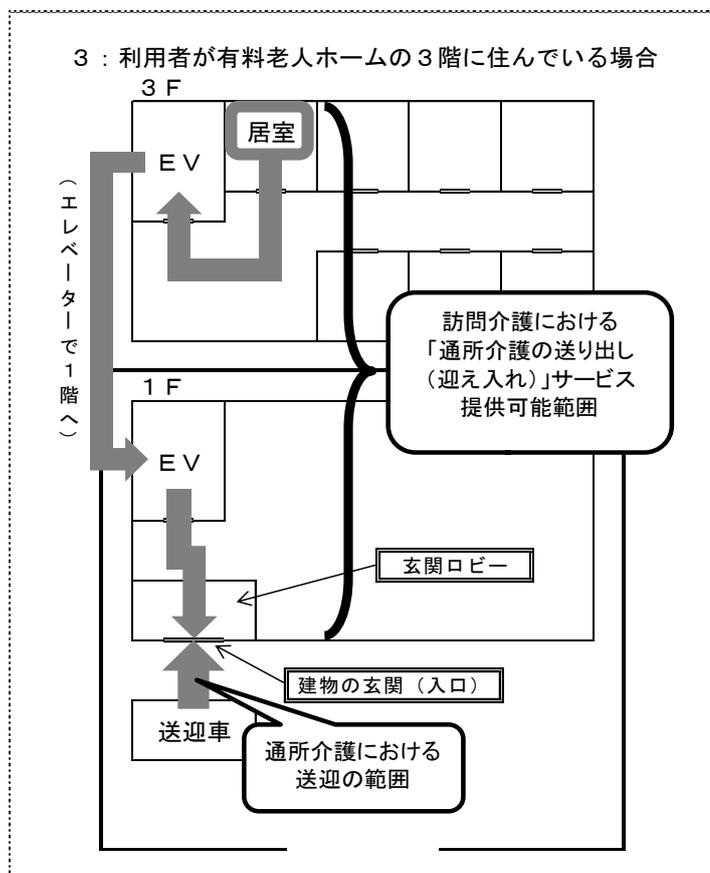
(注4) マンションのロビー等ではなく、利用者の居住する各室の玄関を指します。すなわち、利用者の居住する各室を「居室」と整理します。

(注5) 各利用者の居室の入口ではなく、当該建物の入口を指します。すなわち、建物全体を「居室」と整理します。

【例1】訪問介護における「通所介護の送り出し(迎え入れ)」サービス提供可能範囲と通所介護における送迎の範囲の例



令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
 (訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
 訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)



2. 例外的事例

(1) 表1の「利用者の居宅の形態」にて判断できない場合

建物の形状等により表1による区分けが困難な場合は、「靴を履く(脱ぐ)場所」を、「訪問介護における『通所介護の送り出し(迎え入れ)』サービス提供可能範囲」と、「通所介護における送迎の範囲」との境目の目安とします。その上で、担当介護支援専門員(注6)を中心に、サービス担当者会議等で協議して決定してください。

(注6) 指定介護予防支援事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を含みます(以下同じ)。

(2) 通所介護事業者が居宅まで送迎できない場合

道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法をあらかじめ定めるなどの適切な方法が行われる場合には、通所介護事業者が表1記載以外の場所から送迎を行うことは可能です。

しかし、この場合に通所介護事業者が居宅から送迎を行えない区間については、送迎

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

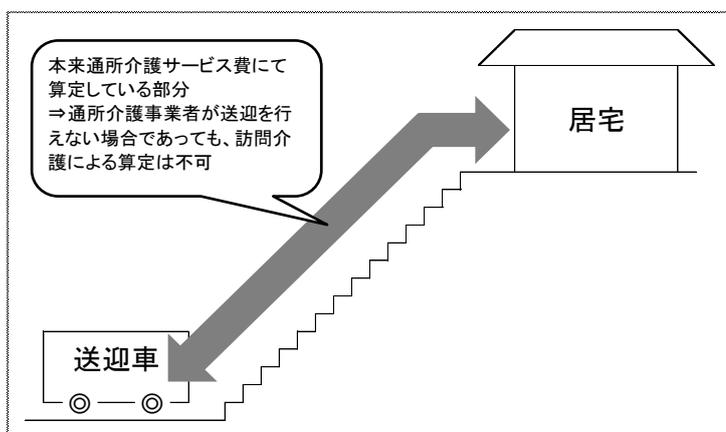
の有無にかかわらず、本来通所介護サービス費にて算定している部分であるため、その部分を訪問介護サービス費にて算定することは、当該区間の費用が訪問介護、通所介護の両事業で重複して算定されることとなり、適正ではありません。よって、通所介護事業者が送迎を行えないからといって、送迎を行えない部分の移動介助を訪問介護により算定することはできません(例2参照)。

この場合には、担当介護支援専門員が中心となり、家族や施設職員等による介助の可否、通所介護事業者の送迎方法の見直し、別の送迎対応可能な通所介護事業所の利用等を十分に検討してください。

ただし、十分検討したものの、利用者の希望等により、それらのいずれの対応も困難な場合には、訪問介護事業者が介護保険外のサービスとして自費等で対応することは可能です。

なお、通所介護事業者は、地理的要因等から通所介護事業者が居宅まで送迎できず、かつ、家族や施設職員等による介助、通所介護事業者の送迎方法の見直しがいずれも困難であると判断した場合には、担当介護支援専門員への連絡、適切な他の通所介護事業者への紹介を速やかに行う必要がありますので、ご注意ください。

【例2】通所介護事業者が居宅まで送迎できない場合の例



(3) 通所介護事業者が居宅内まで送迎を行う場合

通所介護事業者が、送迎の延長として、利用者の居宅内で介助を行うことは可能ですが、通所介護事業者が利用者の居宅内での介助を行っている間は、訪問介護による介助が不要となるため、その時間は訪問介護サービス費として算定できません。

また、その場合には、事故やトラブル発生時の責任や保険対応等について、事前に十分協議しておくことが必要です。特に、利用者の居宅が養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等である場合は、当該施設側とも十分協議してください。

令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》4、11
(訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型
訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)

別紙3

下 介 第 1 3 9 2 号
平成 2 0 年 9 月 1 6 日

各指定訪問介護事業所管理者 様

下関市福祉部介護保険課長

訪問介護員等による金銭管理について（通知）

平素から本市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記の件について、従前より、金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の活用により対応していただくようお願いしておりますが、このところ、訪問介護員等が金銭管理を行うことに起因しトラブルが発生した事案が多数報告されております。

つきましては、各事業所においてサービス利用者の信頼を裏切ることのないよう、下記の点に十分留意し適正な事業運営を図ってください。

記

- 1 管理者等は、訪問介護サービスが利用者等の信頼の上に成り立っていること、また介護保険の事業所が社会的に大きな責任を担っていることを再認識し、金銭トラブルが生じないよう適時、的確な相談や指導を行うこと。
- 2 訪問介護サービスの大部分は高齢者の居宅で単独の訪問介護員によって提供されるものであることから、不要な金銭管理を行うことによって、利用者等から疑念を抱かれることがないように十分留意すること。
- 3 訪問介護サービスとして行うことのできる日用品等の買い物の援助は、食料品など、利用者が日常生活を送る上で必要な範囲に限られており、その範囲を超える現金や通帳を預かることはできないものであること。
- 4 金銭管理等が困難な利用者に対しては、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、公的な制度の利用を勧めること。なお詳細については、市、地域包括支援センターまたは社会福祉協議会に相談すること。

【問い合わせ先】

〒750-8521 下関市南部町1-1
下関市福祉部介護保険課 給付係
担当：東矢、藤井
TEL 083-231-1371